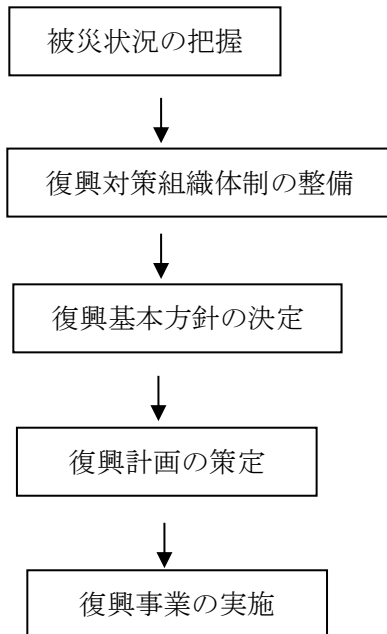


第4章 災害復興計画

1. 計画の概要

大規模な地震により社会経済活動に甚大な被害が発生した場合に、町及び県が町民、民間事業者及び施設管理者等と連携して実施する災害復興対策について定める。

2. 災害復興計画フロー



3. 復興対策組織体制の整備

被災地の復旧・復興は、町及び県が主体となって、町民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行う。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り、迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

町は、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行することができるよう、必要に応じ復興本部等の総合的な組織体制を整備する。その際、復興対策の円滑な実施を期すため、町内外から有識者や専門家及び町民を含めた、復興計画策定のための検討組織を併せて設置する。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進することと併せて、障がい者や高齢者等の災害時要援護者の参画についても配慮する。

また、復興対策の遂行にあたり必要な場合は、他の市町村、県、国及び関係機関等に職員の派遣を要請するなどの協力を得る。

4. 復興基本方針の決定

町及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

5. 復興計画の策定

(1) 復興計画の策定

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

町及び県は、災害の再発防止と快適な生活環境の創造を目指し、町総合計画等の上位計画や他の個別計画等との調整を図りながら、町民の安全と環境保全等にも配慮した復興計画を策定する。

(2) 特定大規模災害時における復興対応

町は、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

町、県は、必要に応じ、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。国及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係る斡旋に努める。

6. 復興事業の実施

(1) 土地区画整理事業等の推進による防災まちづくり

町は、土地区画整理事業等の推進により、住宅地、業務地等の民有地の整備改善と、道路、公園、河川等の公共施設の整備に総合的・一体的に取り組む。また、復興のため整備改善が必要な場合には、復興に必要な住宅の供給について必要な措置を講じる。

なお、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、復興に伴う事業等の適切な推進により、その解消に努める。

(2) 防災性向上のための公共施設の整備等

町、県及び公共施設管理者等は、防災性向上のため、必要に応じ次に掲げる公共施設等を整備する。その際、関係機関が連携し、医療、福祉、行政及び備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中的に整備し、災害時における防災の拠点となる「防災安全街区」の整備についても留意する。

- ① 緊急物資の輸送路、避難路、延焼遮断空間及び防災活動拠点等の機能を持つ道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設の整備
- ② 電線共同溝等の整備によるライフラインの耐震化
- ③ 建築物及び公共施設の耐震・不燃化
- ④ 学校施設の防災対策の強化及び安心・安全な立地の確保
- ⑤ 地域コミュニティの拠点形成

7. 住民合意の形成

復興対策を円滑に実施するためには、地域住民の合意形成を図ることが重要である。

町は、地域住民に対して、新たなまちづくりの展望や計画策定までの手続き、スケジュール等の情報を提供し、その参加と協力を得て復興計画を策定し、各種復興施策を推進していく。